

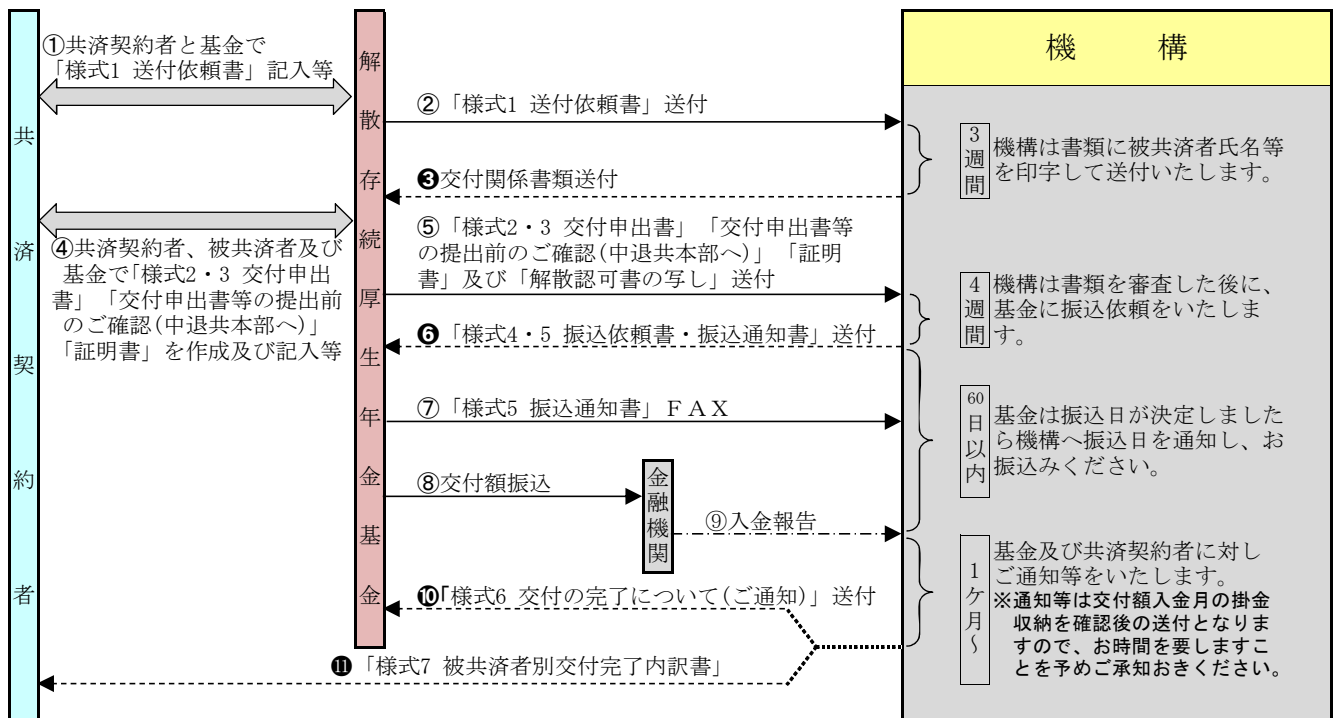
解散存続厚生年金基金から中退共制度への交付(資産移換)措置の申出手続きについて(概要)

存続厚生年金基金解散以後に被共済者の持分額が確定したことにより中退共制度(以下「機構」といいます)への交付(資産移換)措置を希望する場合は、解散存続厚生年金基金(以下「基金」といいます)へ連絡をしてください。なお、その後の申出等の手続きについては、全て基金を通じて行われます。詳細は、交付措置要領をご覧ください。

- ① 基金は、「基金交付様式(以下「様式」という) 1 送付依頼書」を中退共ホームページからダウンロードし、共済契約者とともに記入及び押印。
- ② 基金は、作成した「様式1」を機構へ送付。
- ③ 機構は、基金へ「交付にかかる関係書類」を送付。
 - ・書類送付のご案内
 - ・「様式2 基金から機構への交付措置申出書」
 - ・「様式3 基金から機構への被共済者別交付措置申出書」
 - ・「交付措置要領」(基金用と共済契約者用)
 - ・「交付申出書等の提出前のご確認(共済契約者保管)・(中退共本部へ)」
- ④ 基金は「交付の申出に係る証明書」を作成し、共済契約者及び被共済者とともに「様式2」、「様式3」及び「交付の申出に係る証明書」に記入及び押印。共済契約者は「交付申出書等の提出前のご確認(中退共本部へ)」を確認後、記入及び押印。
- ⑤ 基金は④の「様式2」、「様式3」、「交付申出書等の提出前のご確認(中退共本部へ)」、「交付の申出に係る証明書」及び「解散認可書の写し(1基金1部)」を機構へ送付。
- ⑥ 機構は、基金へ「様式4 交付予定額振込依頼書・様式5 交付予定額振込通知書」を送付。
- ⑦ 基金は、機構へ「様式5」により交付予定額の振込日をFAXで通知。(振込日の3営業日前までに送付)
- ⑧ 基金は、振込日に機構指定の金融機関に交付額を振込。
- ⑨ 金融機関から機構へ交付額の入金報告。
- ⑩ 機構は、基金へ「様式6 交付措置の完了について(ご通知)」を送付。
- ⑪ 機構は、共済契約者へ「様式7 被共済者別交付措置完了内訳書」を送付。

※交付の申出をする従業員が中退共制度に未加入の場合は、速やかに加入の申込をしてください。加入の手続き完了までは4週間程度要しますが、繁忙期や申出書等の記入漏等の不備がある場合は、手続終了までの期間が長くなる場合がありますのでご承知おきください。

●手続きの概略(「交付」は「交付(資産移換)措置」の略)



※ 上図のスケジュールにより手続きがされていきますが、交付申出が集中した場合や申出書等に記入漏等の不備がある場合は、手続終了までの期間が長くなる場合がありますのでご承知おきください。

●交付措置申出日と退職日

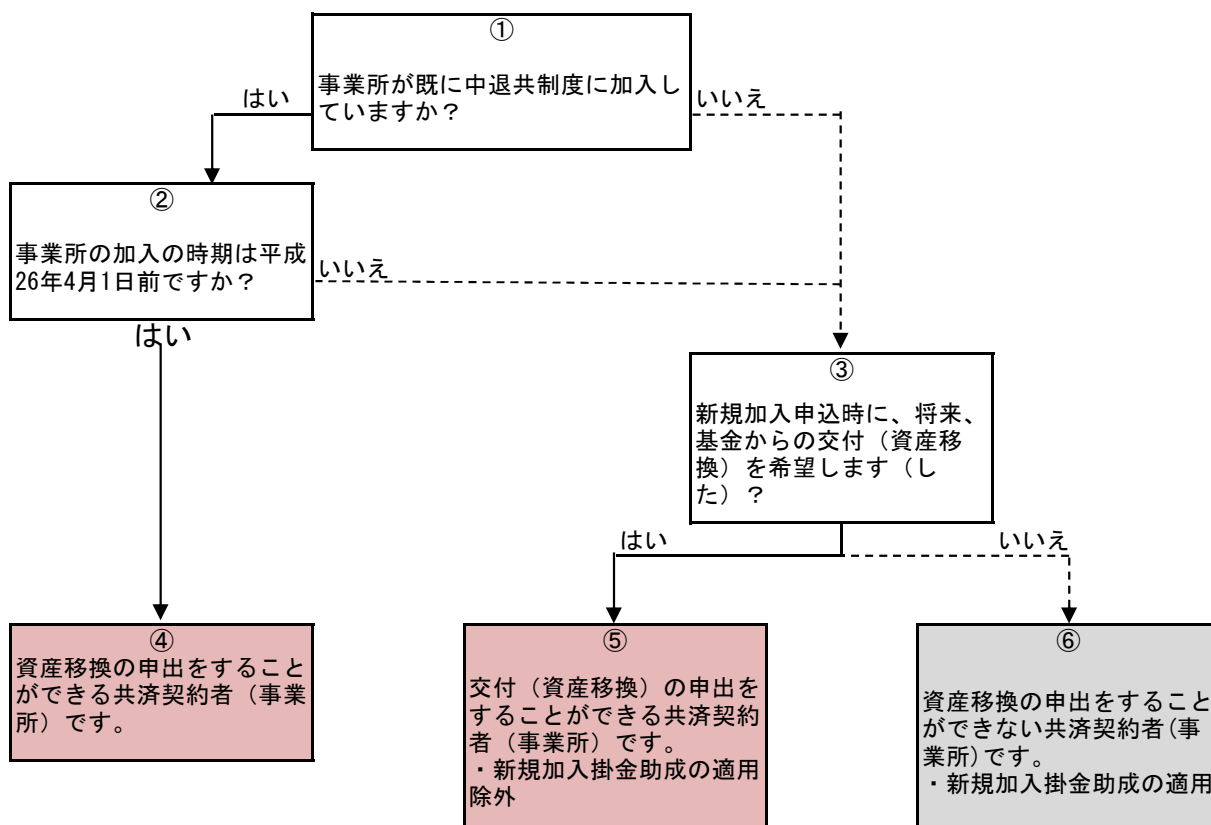
被共済者の退職が交付措置申出日より前である場合は、交付(資産移換)措置の申出をすることはできません。

●交付措置申出日以後に退職した場合の退職金支払いについて

交付措置申出日以後に退職した被共済者の退職金支払いは、交付措置完了後の支払いとなります。

中退共制度の加入時期及び中退共制度への交付（資産移換）措置の希望の有無による、
新規加入掛金助成の適用及び交付（資産移換）方法について

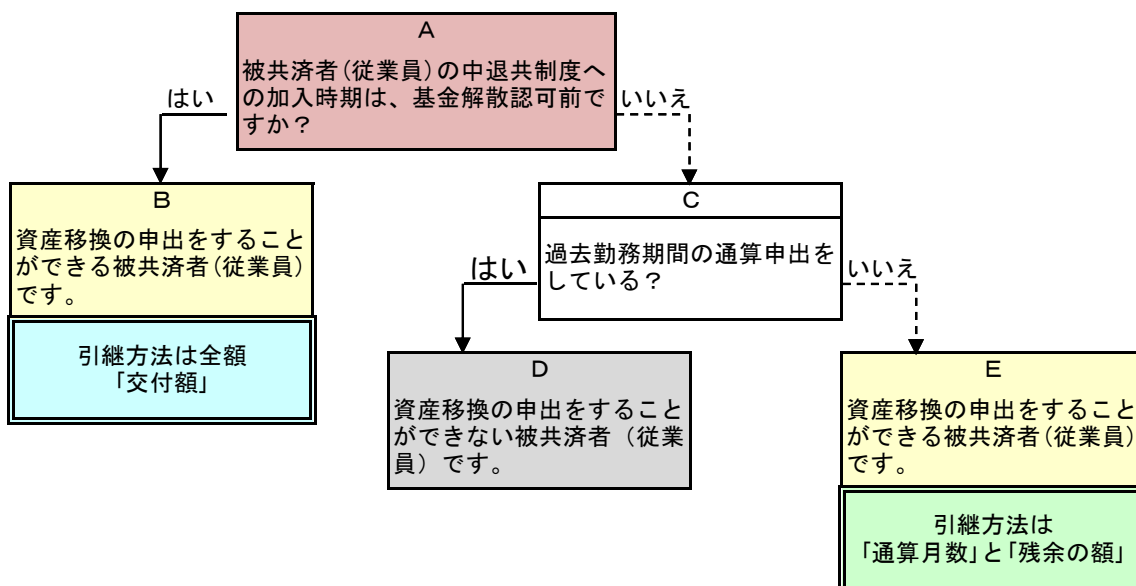
【交付（資産移換）措置の申出ができる共済契約者（事業所）】



※⑥の加入申込時に交付（資産移換）の申出を希望しなかった共済契約者（事業所）が、後日、交付（資産移換）の申出を行う場合は、適用された新規加入掛金助成の総額（脱退等をしている被共済者も含む）と同額を一括して納付していただきます。但し、解散後に加入し過去勤務期間通算の申出をしている被共済者については、申出できません。

【交付（資産移換）措置の申出ができる被共済者（従業員）】

上記④と⑤の共済契約者（事業所）に雇用される被共済者（従業員）が対象です。



※資産移換を申出する従業員が未加入の場合は、追加加入の手続きが必要です。

新規加入申込時に中小企業退職金共済制度（以下「中退共制度」とします。）へ初めて加入される事業主が平成26年4月1日時点で存続厚生年金基金（以下「厚年基金」とします。）に加入していた場合は、将来、解散基金加入員の残余財産を中退共制度へ交付（資産移換）を希望するか確認をいたします。

厚年基金から中退共制度への交付（資産移換）措置についての留意点

I. 交付措置の希望の有無による相違

項 目	回 答	交付措置を希望する	交付措置を希望しない
新規加入掛金助成		適用除外	適用（一部、対象とならない場合があります。）
過去勤務 期間通算	基金解散前の加入	申出可	申出可
	基金解散後の加入	申出不可(交付措置申出をしない従業員は可)	申出可
交付（資産移換）措置		申出可	申出不可
加入申込後の留意事項		将来、交付措置の申出をしないことになった場合であっても、遡及して新規加入掛金助成の適用及び過去勤務期間通算の申出をすることはできません。	将来、交付措置の申出をする場合は、申出以前に共済契約者に適用された新規加入掛金助成（既に脱退等をしている被共済者も含みます。）総額と同額を一括して納付していただきます。（当該納付額は延滞利息の対象となります。） なお、厚年基金解散以後に中退共制度に加入し、過去勤務期間通算の申出をした被共済者については、交付措置の申出をすることはできません。

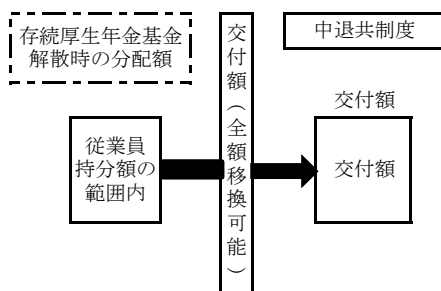
II. 厚年基金解散と被共済者の中退共制度加入申込時期による交付額の引継方法及び退職金計算方法の相違

項 目	①厚年基金解散前に中退共制度へ加入 (下頁、①の図を参照のうえお読みください。)	②厚年基金解散以後に中退共制度へ加入 (下頁、②の図を参照のうえお読みください。)
交付額	解散厚年基金から分配された被共済者の持分額の内、中退共制度に交付する額となります。	
通算月額	中退共制度加入申込時の掛金月額です。	
通算月数	被共済者の存続厚生年金基金の加入員であった期間の月数を上限とし、下記の「通算に係る額」の金額が交付額を超えない範囲の最大となる月数となります。	
通算に係る額	月数ごとに政令で定められている金額で、被共済者の中退共制度加入日における掛金月額に応じ計算された額に、当該加入日の属する月から交付額入金年月までの経過利息（1%（予定運用利回り）で複利運用した際の利息額）と、当該加入日の前月から通算月数分遡った「みなし加入年月」から交付額入金年月までに計算される付加退職金額を合わせた金額となります。	
残余の額 (①にあつては交付額)	交付額の全額となります。	交付額から上記「通算に係る額」を控除した額となります。なお、通算月数が0月となった場合は交付額の全額となります。
退職金額	掛金月額と納付月数に応じて法令で定められている金額に、上記「交付額」に対し、当該交付額の入金年月の翌月から退職年月までの経過利息（1%（予定運用利回り）に毎年度、厚生労働大臣が定める利率を加算した利率の複利）を加えた元利合計額を合わせた金額となります。	掛金月額と納付月数（上記「通算月数」と加入後の納付月数）に応じて法令で定められている金額と、上記「残余の額」に対し、当該交付額の入金年月の翌月から退職年月までの経過利息（1%（予定運用利回り）に毎年度、厚生労働大臣が定める利率を加算した利率の複利）を加えた元利合計額を合わせた金額となります。
退職金額について留意事項	退職金額は、中退共制度における納付月数が少ない場合、交付額と掛金総額の合計額より下回ることがあります（交付額は下回ることはありません。）。	退職金額は、中退共制度における納付月数（通算月数と加入後の納付月数の合計）が少ない場合、及び、加入申込年月から交付額入金年月までの期間が長い場合は、交付額と掛金総額の合計額より下回ることがあります（残余の額は下回ることはありません。）。

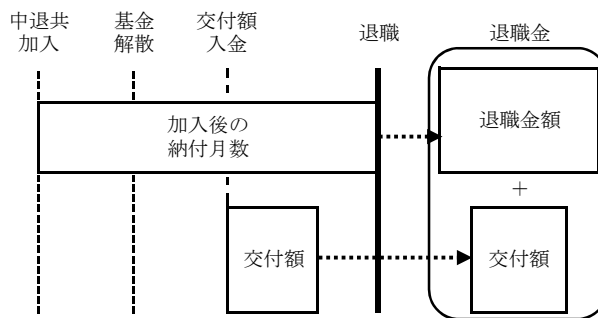
Ⅲ. Ⅱ①②の交付(資産移換)措置方法及び退職金支給の概要図

① 存続厚生年金基金解散前の中退共制度に加入した被共済者の場合

【交付額受入方法】

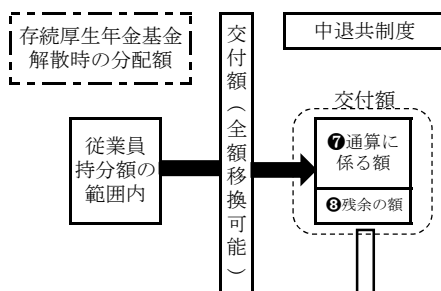


【退職金計算方法】

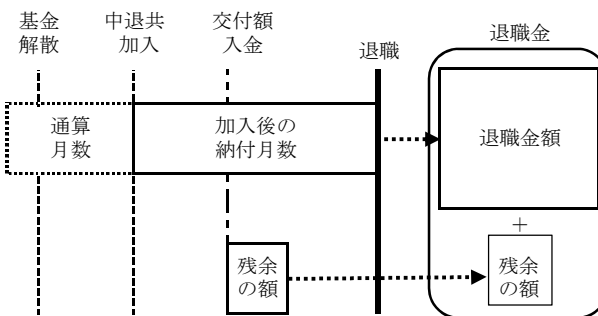


② 存続厚生年金基金解散後の中退共制度に加入した被共済者の場合

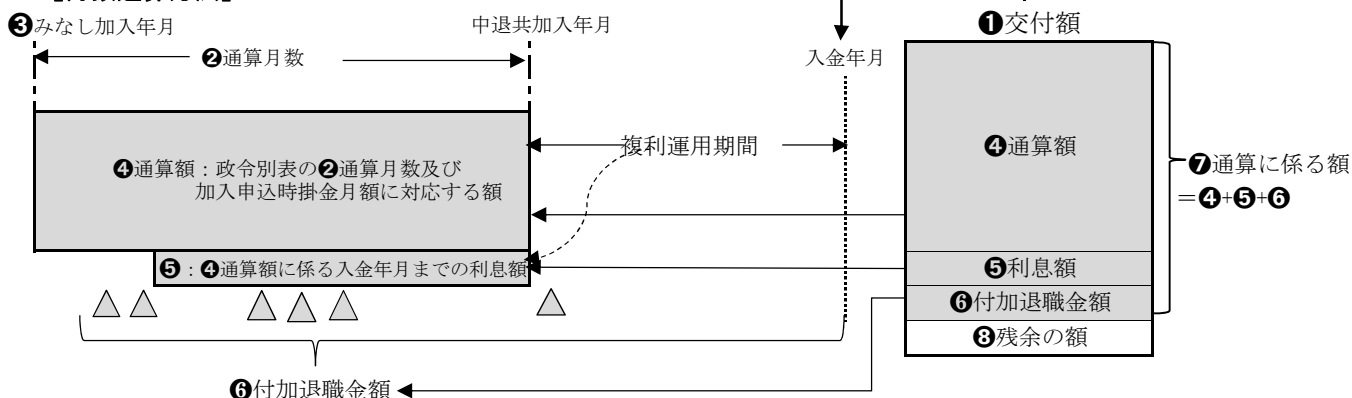
【交付額受入方法】



【退職金計算方法】



【月数通算方法】



① 交付額	解散存続厚生年金基金から残余財産の持分額の範囲内で中退共制度に資産移換する金額。
② 通算月数	⑦通算に係る額が①交付額を上回らない範囲で中退共制度での掛金納付月数に通算できる最大の月数。ただし、基金加入員であった期間を超えない範囲。
③ みなし加入年月	中退共制度加入申込年月から②通算月数分遡った年月。
④ 通算額	政令別表の②通算月数に対応する額に、中退共制度加入申込時掛金月額を1,000で除した数値を乗じた額。
⑤ 利息額	④通算額を、中退共加入年月から交付額入金年月までの月数を1%で複利運用したとして計算される額。
⑥ 付加退職金額	みなし加入年月から入金年月までに計算される付加退職金の合計額。 ※付加退職金: 基本退職金に上積みするもので、運用収入の状況等に応じて定められる金額。
⑦ 通算に係る額	④通算額、⑤利息額及び⑥付加退職金額を合算した額。
⑧ 残余の額	①交付額から⑦通算に係る額を控除した額。 なお、計算の結果、通算月数が0月となる場合は、交付額の全額を残余の額。

※ 解散存続厚生年金基金から中退共制度へ交付(資産移換)した場合の通算月数・通算に係る額、及び退職金額について、中退共ホームページで試算することができます。